○経済産業省令第五十二号

工業所有権 に関する手続等の特例に関する法律 (平成二年法律第三十号) 第三十六条第二項及び第三十九

条の 匹 の規定に基づき、 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次

のように定める。

平成二十九年七月十一日

経済産業大臣 世耕 弘成

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一 部を改正する省令

工業所有権 に関する手続等の特例に関する法律施行規則 (平成二年通商産業省令第四十一号) の <u>ー</u> 部を次

のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二 (第五十六条関係)

区分の名称

技術の分野

五	四	三	<u> </u>	_
先行技術調査 (光デバイス)	先行技術調査(応用光学)	先行技術調査(分析診断)	先行技術調査(応用物理)	先行技術調査(計測)
発光素子、受光素子、光制御、液晶等	、レンズ・光学系、カメラ、EL素子等電子写真材料、マーキング、写真、フォトレジスト、光学要素	機械分析、化学分析、診断機器、画像診断等	電子管、表示制御、半導体露光、光学的画像処理、原子力等	気測定、物理的測定、光学的測定等時計・計測一般、測長・測量、距離測定、流れ・力の測定、電

	4.	11	دا	
十 先行技術調査(自動制御)	九 先行技術調査(住環境)	ト) 先行技術調査(アミューズメン	七 先行技術調査(自然資源)	六 先行技術調査(事務機器)
、電動機・発電機制御等制御・警報、電動車両の制御、交通システム、電動機・発電機	建築構造、建築物等の仕上げ、建具、住宅機器等	パチンコ・スロットマシン、ゲーム、運動・遊具、事務用品等	農機、栽培、木材、土木施工、土木構造物等	プリンター一般等電子写真(工程・制御)、印刷、インクジェットプリンター、

_	1					
	十六	十 五	一一四	+ =	+ = -	+ -
	先行技術調査	先行技術調査	先行技術調査	先行技術調査	先行技術調査	先行技術調査
_	(繊維包装機械	(搬送)	(生産機械)	(一般機械)	(運輸)	(動力機械)
	紙送り、被服・繊維機械、包装応用、容器一般等	運搬・実装、扛重、コネクタ、スイッチ等	研削加工、工作機械一般、溶接、ロボティクス、制御・組立等	軸受、変速機制御、伝動機構、制動、防振等	、ハイブリッド電気車両等車体構造、二輪車、船舶、車両基盤、操向・安全、レスキュー	ビン、車両統合制御、流体機械、流体制御等燃料供給装置、内燃機関制御、排気処理、エンジン部品、ター

二 加 工 一	<u>=</u> +	十九九	十八	十七)
亡) 先行技術調査	先行技術調査(先行技術調査(先行技術調査(先行技術調査(
(金属・金属	(無 機 化 学)	(医療機器)	(熱機器)	(生活機器)	
表面処理等精錬・鋳造・圧延、合金製造、熱処理・炉、合金・溶接材料、	ックス、ガラス等触媒、無機化合物、蒸着・単結晶成長、コンクリート、セラミ	医薬注入、物理療法、手術、補綴等	給湯、管一般、調理、加熱、空調、冷凍等	生活家電、照明回路、照明機器、生活用品、チェック装置等	

二 十 五	二 医 ** 一 一 家 四) 二 十 三	- + -
先行技術調査	先 行 技 術 調 査	先 行 技 術 調 査	先行技術調査
(有機化学)	(生命工学・	(半 導 体 機 器	(電気化学)
ンク、接着剤、固体廃棄物、乳化・分散・マイクロカプセル等有機化合物の製法、農薬・染料、石油化学、応用有機材料、イ	化粧料、バイオテクノロジー、微生物・酵素、食品等化合物含有医薬、蛋白・抗原抗体含有医薬、製剤・医療材料、	等の実装、熱電素子、超電導素子、圧電素子、磁気抵抗効果素子、実導体素子、半導体集積回路、半導体素子の製造、半導体素子	池、燃料電池、電池の要素・実装、電線、電線の製造等燃料電池システム、電極、活物質、リチウム電池、アルカリ電

(繊維・積層) (一) お行技術調査 (繊維・積層)	二十八 先行技術調査(高分子)	ク工学) 二十七 先行技術調査(プラスチッ	二十六 先行技術調査(環境化学)
繊維、積層体、塗装、皮革、紙等	、高分子組成物、重合・触媒等縮合系高分子(熱可塑系、熱硬化系)、付加系高分子(特殊)	高分子処理、樹脂成形、タイヤ、発泡成形等	、混合等、混合等、混合等、流過・液分離、排ガス、処理操作一般膜、水処理、固体分離、濾過・液分離、排ガス、処理操作一般

				
三 十 四	三 十 三	三 エ イ ス #) = + +	三十
先行技術調査	先 行 技 術 調 査	先行技術調査(インターフ	先行技術調査	先行技術調査(左
(伝送システ	(情報処理)	(インターフ	(電子商取引	(有機化合物)
移動体通信、電話システム、警報、基礎伝送回路、パルス回路	M、暗号、デバイス転送制御等回路・信憑性、メモリ制御、コンピュータセキュリティ、DRソフト開発・AI、ハード・中核ソフト、ICカード、メモリ	マンマシンインターフェイス、計算機細部等	等電子商取引、業務システム、金融・決済、検索装置、言語処理	有機化合物、医薬等

三十八	三 十 七	信 十 六	三 ム 十 五	<u>ئے</u>
先行技術調査	先行技術調査	先行技術調査(デジタル通	先行技術調査	
(画像処理)	(映像システ	(デジタル通	(電力システ	
画像処理、FAX、CG、CAD等	・音声処理、情報記録等・音声処理、情報記録等ビデオ規格、ビデオ配信、TVカメラ、TV細部、音響、楽器	、データネットワーク等データ伝送、デジタル変調、符号変換、伝送方式、マイクロ波	・電圧の調整)、電線の据付等 送配電、充放電、電路の調整(インバータ、コンバータ、電流	、増幅器等

		別		
一 先行技術調査(計測)	区分の名称	別表第三(第六十条の四関係)別表第三を次のように改める。	性についての調査四十 分類及び要約書の記載の適合	三十九 先行技術調査(電気機器)
気測定、物理的測定、光学的測定等時計・計測一般、測長・測量、距離測定、流れ・力の測定、電	技術の分野			製造、電気部品の実装、電気装置の筐体等抵抗器、磁石・インダクタンス、コンデンサ、印刷回路とその

六	五	四	=	<u> </u>
先行技術調査(事	先行技術調査(光	先行技術調査(応	先行技術調査(分	先行技術調査(応
(事務機器)	(光デバイス)	(応用光学)	(分析診断)	(応用物理)
プリンター一般等電子写真(工程・制御)、印刷、インクジェットプリンター、	発光素子、受光素子、光制御、液晶等	、レンズ・光学系、カメラ、EL素子等電子写真材料、マーキング、写真、フォトレジスト、光学要素	機械分析、化学分析、診断機器、画像診断等	電子管、表示制御、半導体露光、光学的画像処理、原子力等

 +	+	九	八	七
先行技術調査(動力機械)	先行技術調査(自動制御)	先行技術調査(住環境)	ト) 先行技術調査(アミューズメン	先行技術調査(自然資源)
ビン、車両統合制御、流体機械、流体制御等燃料供給装置、内燃機関制御、排気処理、エンジン部品、ター	、電動機・発電機制御等制御・警報、電動車両の制御、交通システム、電動機・発電機	建築構造、建築物等の仕上げ、建具、住宅機器等	パチンコ・スロットマシン、ゲーム、運動・遊具、事務用品等	農機、栽培、木材、土木施工、土木構造物等

十七	· 六	十 五	十四四	+ =	+ =
先行技術調査	先行技術調査	先行技術調査	先行技術調査	先行技術調査	先行技術調査
(生活機器)	(繊維包装機械	(搬送)	(生産機械)	(一般機械)	(運輸)
生活家電、照明回路、照明機器、生活用品、チェック装置等	紙送り、被服・繊維機械、包装応用、容器一般等	運搬・実装、扛重、コネクタ、スイッチ等	研削加工、工作機械一般、溶接、ロボティクス、制御・組立等	軸受、変速機制御、伝動機構、制動、防振等	、ハイブリッド電気車両等車体構造、二輪車、船舶、車両基盤、操向・安全、レスキュー

二十二 先行技術調査(電気化学)	加工) 先行技術調査(金属・金属二十一 先行技術調査(金属・金属	二十 先行技術調査(無機化学)	十九 先行技術調査(医療機器)	十八 先行技術調査(熱機器)
一池、燃料電池、電池の要素・実装、電線、電線の製造等燃料電池システム、電極、活物質、リチウム電池、アルカリ電	表面処理等表面処理・炉、合金・溶接材料、精錬・鋳造・圧延、合金製造、熱処理・炉、合金・溶接材料、	ックス、ガラス等触媒、無機化合物、蒸着・単結晶成長、コンクリート、セラミ	医薬注入、物理療法、手術、補綴等	給湯、管一般、調理、加熱、空調、冷凍等

二 十 六	二 十 五	二 医 療 四	→ + =
先行技術調査	先 行 技 術 調 査	先行技術調査	先 行 技 術 調 査
(環境化学)	(有機化学)	(生命工学・	(半 導 体 機 器
、混合等、混合等、混合等、混合等、混合等、水処理、固体分離、濾過・液分離、排ガス、処理操作一般	ンク、接着剤、固体廃棄物、乳化・分散・マイクロカプセル等有機化合物の製法、農薬・染料、石油化学、応用有機材料、イ	化粧料、バイオテクノロジー、微生物・酵素、食品等化合物含有医薬、蛋白・抗原抗体含有医薬、製剤・医療材料、	等の実装、熱電素子、超電導素子、圧電素子、磁気抵抗効果素子の実装、熱電素子、超電導素子、圧電素子の製造、半導体素子半導体素子、半導体集積回路、半導体素子の製造、半導体素子

三十一 先行技術調査(電子商取引	三十 先行技術調査(有機化合物)	体) 体) 生行技術調査(繊維・積層 二十九 先行技術調査(繊維・積層	二十八 先行技術調査(高分子)	ク工学) 二十七 先行技術調査(プラスチッ
電子商取引、業務システム、金融・決済、検索装置、言語処理	有機化合物、医薬等	繊維、積層体、塗装、皮革、紙等	、高分子組成物、重合・触媒等縮合系高分子(熱可塑系、熱硬化系)、付加系高分子(特殊)	高分子処理、樹脂成形、タイヤ、発泡成形等

三十二 先行技術調査(インターフ)	等
ス) 先行技術調査(インターフ	マンマシンインターフ
三十三 先行技術調査(情報処理) 2	回路・信憑性、メモリ制御ソフト開発・AI、ハード
	M、暗号、デバイス転送制
、 三十四 先行技術調査(伝送システ A	り、増幅器等のを動体通信、電話システム
三十五 先行技術調査(電力システ ※	送配電、充放電、電路

製造、電気部品の実装、電気装置の筐体等抵抗器、磁石・インダクタンス、コンデンサ、印刷回路とその	三十九 先行技術調査(電気機器)
画像処理、FAX、CG、CAD等	三十八 先行技術調査(画像処理)
・音声処理、情報記録等ビデオ規格、ビデオ配信、TVカメラ、TV細部、音響、楽器	ム)
、データネットワーク等データ伝送、デジタル変調、符号変換、伝送方式、マイクロ	信)
・電圧の調整)、電線の据付等	۵)

附 則

施行期日)

この省令は、 平成三十年四月一 日

から施行する。

1

(経過 措置

2 この省令の施行の際現に工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(以下「特例法」という。)

三十六条第一 項の規定により次の表の上欄に掲げる区分の登録又はその更新を受けている者は、 それぞれ

同 表 の中欄 に掲げる区分の登録又はその更新を受けた者とみなし、 同表 の上欄に掲げる区分についてした

登録 又はそ 0) 更新 \mathcal{O} 申 · 請は、 それぞれ同 表 の中 欄に掲げる区分についてした登録 又はその 更新 0 申 請 とみ

なす。 この場合におい て、 当該登録を受けた者とみなされる者に係る当該登録 \mathcal{O} 有効期間 は、 工 業 所 有権

に関する手続等の特例に関する法律施行令(平成二年政令第二百五十八号。以下「令」という。)第二条

の規定にかかわらず、 同表の下欄に掲げる期間とする。

この省令による改正前の工業所

この省令による改正後の工業所

有効期間

第

登録の有効期間の残存期間と同一		
に係る登録調査機関として受けた	二 先行技術調査(応用物理)	二 先行技術調査(ナノ物理)
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第二の上欄に掲げる	旧規則別表第二の上欄に掲げる
いずれか長い期間と同一の期間		
登録の有効期間の残存期間のうち		三 先行技術調査(材料分析)
に係る登録調査機関として受けた	一先行技術調査(計測)	一 先行技術調査(計測)又は
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第二の上欄に掲げる	旧規則別表第二の上欄に掲げる
	に掲げる区分	 に掲げる区分
	則」という。)別表第二の上欄	則」という。)別表第二の上欄
	する法律施行規則(以下「新規	する法律施行規則(以下「旧規
	有権に関する手続等の特例に関	有権に関する手続等の特例に関

施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第二の上欄に掲げる	旧規則別表第二の上欄に掲げる
の期間		
登録の有効期間の残存期間と同一		
に係る登録調査機関として受けた	四 先行技術調査(応用光学)	四 先行技術調査(応用光学)
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第二の上欄に掲げる	旧規則別表第二の上欄に掲げる
いずれか長い期間と同一の期間		析
登録の有効期間の残存期間のうち		又は三 先行技術調査(材料分
に係る登録調査機関として受けた	三 先行技術調査(分析診断)	二 先行技術調査(ナノ物理)
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第二の上欄に掲げる	旧規則別表第二の上欄に掲げる
の期間		

				1					<u> </u>		
		七 先行技術調査(自然資源)	旧規則別表第二の上欄に掲げる				六 先行技術調査(事務機器)	旧規則別表第二の上欄に掲げる			五 先行技術調査(光デバイス
		七 先行技術調査(自然資源)	新規則別表第二の上欄に掲げる				六 先行技術調査(事務機器)	新規則別表第二の上欄に掲げる			五 先行技術調査(光デバイス
の期間	登録の有効期間の残存期間と同一	に係る登録調査機関として受けた	施行日における上欄に掲げる区分		の期間	登録の有効期間の残存期間と同一	に係る登録調査機関として受けた	施行日における上欄に掲げる区分	の期間	登録の有効期間の残存期間と同一	に係る登録調査機関として受けた

十 先行技術調査(自動制御)旧規則別表第二の上欄に掲げる	九 先行技術調査(住環境)旧規則別表第二の上欄に掲げる	メント) 八 先行技術調査(アミューズ川規則別表第二の上欄に掲げる
十 先行技術調査(自動制御)新規則別表第二の上欄に掲げる	九 先行技術調査(住環境)新規則別表第二の上欄に掲げる	メント) 米元技術調査(アミューズ が規則別表第二の上欄に掲げる
に係る登録調査機関として受けた施行日における上欄に掲げる区分	施行日における上欄に掲げる区分 施行日における上欄に掲げる区分	施行日における上欄に掲げる区分 施行日における上欄に掲げる区分

の期間		
登録の有効期間の残存期間と同一		
に係る登録調査機関として受けた	十二 先行技術調査 (運輸)	十二 先行技術調査 (運輸)
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第二の上欄に掲げる	旧規則別表第二の上欄に掲げる
いずれか長い期間と同一の期間		輸)
登録の有効期間の残存期間のうち)又は十二 先行技術調査 (運
に係る登録調査機関として受けた	十一 先行技術調査(動力機械	十一 先行技術調査(動力機械
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第二の上欄に掲げる	旧規則別表第二の上欄に掲げる
-		
の期間		
登録の有効期間の残存期間と同一		

録の有効期間の残存期間のう何を発動する		又は十七 先行技術調査
こ系る登录調査幾関として受けた	十五 先行技術調査(般送)	十五 先行支将調査 (般美組立
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第二の上欄に掲げる	旧規則別表第二の上欄に掲げる
いずれか長い期間と同一の期間		機械)
登録の有効期間の残存期間のうち		又は十四 先行技術調査(生産
に係る登録調査機関として受けた	十四 先行技術調査(生産機械	十 先行技術調査(自動制御)
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第二の上欄に掲げる	旧規則別表第二の上欄に掲げる
の期間		
登録の有効期間の残存期間と同一		
に係る登録調査機関として受けた	十三 先行技術調査(一般機械	十三 先行技術調査(一般機械
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第二の上欄に掲げる	旧規則別表第二の上欄に掲げる

施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第二の上欄に掲げる	旧規則別表第二の上欄に掲げる
いずれか長い期間と同一の期間		祉・サービス機器)
登録の有効期間の残存期間のうち) 又は十九 先行技術調査(福
に係る登録調査機関として受けた	十七 先行技術調査(生活機器	十七 先行技術調査(生活機器
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第二の上欄に掲げる	旧規則別表第二の上欄に掲げる
の期間		
登録の有効期間の残存期間と同一	機械)	機械)
に係る登録調査機関として受けた	十六 先行技術調査(繊維包装	十六 先行技術調査(繊維包装
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第二の上欄に掲げる	旧規則別表第二の上欄に掲げる
いずれか長い期間と同一の期間		活機器)

				ı					ı		
		二十 先行技術調査(無機化学	旧規則別表第二の上欄に掲げる			ービス機器)	十九 先行技術調査(福祉・サ	旧規則別表第二の上欄に掲げる			十八 先行技術調査(熱機器)
)	二十 先行技術調査(無機化学	新規則別表第二の上欄に掲げる)	十九 先行技術調査(医療機器	新規則別表第二の上欄に掲げる			十八 先行技術調査 (熱機器)
の期間	登録の有効期間の残存期間と同一	に係る登録調査機関として受けた	施行日における上欄に掲げる区分		の期間	登録の有効期間の残存期間と同一	に係る登録調査機関として受けた	施行日における上欄に掲げる区分	の期間	登録の有効期間の残存期間と同一	に係る登録調査機関として受けた

	<u> </u>	T T
十四 先行技術調査(生産機械旧規則別表第二の上欄に掲げる	気化学) 先行技術調査 (金属電旧規則別表第二の上欄に掲げる	(金属電気化学) (金属電気化学) (金属電気化学) (金属電気化学)
二十三 先行技術調査(半導体新規則別表第二の上欄に掲げる	学) 光行技術調査(電気化 新規則別表第二の上欄に掲げる	金属加工)金属加工)金属加工)
に係る登録調査機関として受けた施行日における上欄に掲げる区分	施行日における上欄に掲げる区分 施行日における上欄に掲げる区分	がずれか長い期間と同一の期間登録の有効期間の残存期間のうちに係る登録調査機関として受けた施行日における上欄に掲げる区分

に係る登録調査機関として受けた	二十五 先行技術調査(有機化	十五 先行技術調査(搬送組立
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第二の上欄に掲げる	旧規則別表第二の上欄に掲げる
いずれか長い期間と同一の期間		命工学)
登録の有効期間の残存期間のうち	学・医療)	又は二十五 先行技術調査(生
に係る登録調査機関として受けた	二十四 先行技術調査(生命工	二十四 先行技術調査(医療)
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第二の上欄に掲げる	旧規則別表第二の上欄に掲げる
		先行技術調査(半導体機器)
		調査(金属加工)又は二十三
		生活機器)、二十一 先行技術
最も長い期間と同一の期間		組立)、十七 先行技術調査(
登録の有効期間の残存期間のうち	機器)) 、十五 先行技術調査(搬送

いずれか長い期間と同一の期間		一プラスチック工学)
登録の有効期間の残存期間のうち	チック工学)) 又は二十九 先行技術調査(
に係る登録調査機関として受けた	二十七 先行技術調査(プラス	二十八 先行技術調査(高分子
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第二の上欄に掲げる	旧規則別表第二の上欄に掲げる
いずれか長い期間と同一の期間		環境化学)
登録の有効期間の残存期間のうち	学)) 又は二十六 先行技術調査(
に係る登録調査機関として受けた	二十六 先行技術調査(環境化	二十 先行技術調査(無機化学
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第二の上欄に掲げる	旧規則別表第二の上欄に掲げる
		調査(有機化学)
最も長い期間と同一の期間		境化学)又は二十七 先行技術
登録の有効期間の残存期間のうち	学))、二十六 先行技術調査(環

の期間		
登録の有効期間の残存期間と同一	ーフェイス)	ーフェイス)
に係る登録調査機関として受けた	三十二 先行技術調査(インタ	三十二 先行技術調査(インタ
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第二の上欄に掲げる	旧規則別表第二の上欄に掲げる
の期間		
登録の有効期間の残存期間と同一	取引)	取引)
に係る登録調査機関として受けた	三十一 先行技術調査(電子商	三十一 先行技術調査(電子商
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第二の上欄に掲げる	旧規則別表第二の上欄に掲げる
の期間		
登録の有効期間の残存期間と同一	物	物)

		先行技術調査(デジタル通信)
		調査(電話通信)又は三十六
最も長い期間と同一の期間		システム)、三十五 先行技術
登録の有効期間の残存期間のうち	ステム)	、三十四 先行技術調査(伝送
に係る登録調査機関として受けた	三十四 先行技術調査 (伝送シ	十 先行技術調査(自動制御)
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第二の上欄に掲げる	旧規則別表第二の上欄に掲げる
		三 先行技術調査(情報処理)
最も長い期間と同一の期間		(インターフェイス) 又は三十
登録の有効期間の残存期間のうち	理)	取引)、三十二 先行技術調査
に係る登録調査機関として受けた	三十三 先行技術調査(情報処	三十一 先行技術調査(電子商
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第二の上欄に掲げる	旧規則別表第二の上欄に掲げる

旧規則別表第二の上欄に掲げる	新規則別表第二の上欄に掲げる	施行日における上欄に掲げる区分
十 先行技術調査(自動制御)	三十五 先行技術調査 (電力シ	に係る登録調査機関として受けた
、三十三 先行技術調査(情報	ステム)	登録の有効期間の残存期間のうち
処理)又は三十五 先行技術調		最も長い期間と同一の期間
査(電話通信)		
旧規則別表第二の上欄に掲げる	新規則別表第二の上欄に掲げる	施行日における上欄に掲げる区分
三十二 先行技術調査(インタ	三十六 先行技術調査(デジタ	に係る登録調査機関として受けた
ーフェイス)、三十四 先行技	ル通信)	登録の有効期間の残存期間のうち
術調査(伝送システム)、三十		最も長い期間と同一の期間
五 先行技術調査(電話通信)		
又は三十六 先行技術調査(デ		
- ジタル通信)		

日規則別表第二の上闌こ渇ずる	(画像処理) (画像処理) (画像処理) (画像処理)	(情報記録) (情報記録) (情報記録) 大行技術調査 (映像機) (情報記録)
佩に掲げる 新規則別表第二の上欄に掲げる	新規則別表第二の上欄に掲げる 三十八 先行技術調査(画像処	新規則別表第二の上欄に掲げる 三十七 先行技術調査(映像シ
施行日における上欄に掲げる区分	施行日における上欄に掲げる区分 施行日における上欄に掲げる区分	施行日における上欄に掲げる区分 施行日における上欄に掲げる区分 に係る登録調査機関として受けた

の期間		
登録の有効期間の残存期間と同一	適合性についての調査	適合性についての調査
に係る登録調査機関として受けた	四十 分類及び要約書の記載の	四十 分類及び要約書の記載の
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第二の上欄に掲げる	旧規則別表第二の上欄に掲げる
いずれか長い期間と同一の期間		インターフェイス)
登録の有効期間の残存期間のうち	一铅)) 又は三十二 先行技術調査 (

更新を受けている者は、 L \mathcal{O} た登録 上 この 欄に掲げる区分についてした登録又はその 省令 又は \mathcal{O} 施行 その更新 \mathcal{O} 際現に対 \mathcal{O} 申請とみなす。 それぞれ 特 例 法 公第三十. 同 表の この場合におい 中 九 欄に 条の二 更新 掲げる区分の登録 \mathcal{O} の申 規 定により -請は、 て、 当該登録を受けた者とみなされる者に係る当 それぞれ 次 又はその更新を受けた者とみな \mathcal{O} 表 の 上 同 一欄に 表 の中欄に掲げる区分につい 掲げる区分の 登録 又は その 同 て 表

3

該

登

録

 \mathcal{O}

有効

期

間は、

令第二条

 \mathcal{O}

規定に

か

か

わらず、

同

表

の 下

欄

に掲

げる期間とする。

二 先行技術調査(ナノ物理)旧規則別表第三の上欄に掲げる	三 先行技術調査(材料分析) 一 先行技術調査(計測)又は 一 先行技術調査(計測)又は	区分旧規則別表第三の上欄に掲げる
二 先行技術調査(応用物理)新規則別表第三の上欄に掲げる	新規則別表第三の上欄に掲げる	区分 新規則別表第三の上欄に掲げる
けた登録の有効期間の残存期間とに係る特定登録調査機関として受施行日における上欄に掲げる区分	施行日における上欄に掲げる区分に係る特定登録調査機関として受に係る特定登録調査機関として受がた登録の有効期間の残存期間の	有効期間

同一の期間		
けた登録の有効期間の残存期間と		
に係る特定登録調査機関として受	四 先行技術調査(応用光学)	四 先行技術調査(応用光学)
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第三の上欄に掲げる	旧規則別表第三の上欄に掲げる
間		
うちいずれか長い期間と同一の期		析)
けた登録の有効期間の残存期間の		又は三 先行技術調査(材料分
に係る特定登録調査機関として受	三 先行技術調査(分析診断)	二 先行技術調査 (ナノ物理)
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第三の上欄に掲げる	旧規則別表第三の上欄に掲げる
同一の期間		

けた登録の有効期間の残存期間と		
に係る特定登録調査機関として受	七 先行技術調査(自然資源)	七 先行技術調査(自然資源)
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第三の上欄に掲げる	旧規則別表第三の上欄に掲げる
同一の期間		
けた登録の有効期間の残存期間と		
に係る特定登録調査機関として受	六 先行技術調査(事務機器)	一六 先行技術調査(事務機器)
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第三の上欄に掲げる	旧規則別表第三の上欄に掲げる
同一の期間		
けた登録の有効期間の残存期間と		
に係る特定登録調査機関として受	五 先行技術調査(光デバイス	五 先行技術調査(光デバイス
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第三の上欄に掲げる	旧規則別表第三の上欄に掲げる

旧規則別表第三の上欄に掲げる	九 先行技術調査(住環境)旧規則別表第三の上欄に掲げる	メント) お行技術調査 (アミューズ 大) 先行技術調査 (アミューズ
新規則別表第三の上欄に掲げる	九 先行技術調査(住環境)新規則別表第三の上欄に掲げる	メント) 新規則別表第三の上欄に掲げる
施行日における上欄に掲げる区分	同一の期間 に係る特定登録調査機関として受 に係る特定登録調査機関として受 を受けた登録の有効期間の残存期間と	同一の期間 同一の期間 同一の期間 同一の期間

けた登録の有効期間の残存期間と		
に係る特定登録調査機関として受	十二 先行技術調査(運輸)	十二 先行技術調査 (運輸)
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第三の上欄に掲げる	旧規則別表第三の上欄に掲げる
間		
うちいずれか長い期間と同一の期		輸)
けた登録の有効期間の残存期間の) 又は十二 先行技術調査 (運
に係る特定登録調査機関として受	十一 先行技術調査(動力機械	十一 先行技術調査(動力機械
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第三の上欄に掲げる	旧規則別表第三の上欄に掲げる
同一の期間		
けた登録の有効期間の残存期間と		
に係る特定登録調査機関として受	十 先行技術調査(自動制御)	十 先行技術調査(自動制御)

間		
うちいずれか長い期間と同一の期		機械)
けた登録の有効期間の残存期間の		又は十四 先行技術調査(生産
に係る特定登録調査機関として受	十四 先行技術調査(生産機械	十 先行技術調査(自動制御)
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第三の上欄に掲げる	旧規則別表第三の上欄に掲げる
同一の期間		
けた登録の有効期間の残存期間と		
に係る特定登録調査機関として受	十三 先行技術調査(一般機械	十三 先行技術調査(一般機械
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第三の上欄に掲げる	旧規則別表第三の上欄に掲げる
同一の期間		

に係る特定登録調査機関として受	十七 先行技術調査(生活機器)	十七 先行技術調査(生活機器
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第三の上欄に掲げる	旧規則別表第三の上欄に掲げる
同一の期間		
けた登録の有効期間の残存期間と	機械)	機械)
に係る特定登録調査機関として受	十六 先行技術調査(繊維包装	十六 先行技術調査(繊維包装
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第三の上欄に掲げる	旧規則別表第三の上欄に掲げる
間		
うちいずれか長い期間と同一の期		活機器)
けた登録の有効期間の残存期間の) 又は十七 先行技術調査(生
に係る特定登録調査機関として受	十五 先行技術調査 (搬送)	十五 先行技術調査(搬送組立
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第三の上欄に掲げる	旧規則別表第三の上欄に掲げる

同一の期間		
けた登録の有効期間の残存期間と)	ービス機器)
に係る特定登録調査機関として受	十九 先行技術調査(医療機器	十九 先行技術調査(福祉・サ
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第三の上欄に掲げる	旧規則別表第三の上欄に掲げる
同一の判職		
)		
けた登録の有効期間の残存期間と		
に係る特定登録調査機関として受	十八 先行技術調査 (熱機器)	十八 先行技術調査(熱機器)
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第三の上欄に掲げる	旧規則別表第三の上欄に掲げる
間		
うちいずれか長い期間と同一の期		祉・サービス機器)
けた登録の有効期間の残存期間の))又は十九 先行技術調査(福

旧規則別表第三の上欄に掲げる		(金属電気化学)工)又は二十二 先行技術調査	二十一 先行技術調査(金属加	旧規則別表第三の上欄に掲げる)	二十 先行技術調査(無機化学	旧規則別表第三の上欄に掲げる
新規則別表第三の上欄に掲げる		金属加工)	二十一 先行技術調査 (金属・	新規則別表第三の上欄に掲げる			二十 先行技術調査(無機化学	新規則別表第三の上欄に掲げる
施行日における上欄に掲げる区分	-	うちいずれか長い期間と同一の期けた登録の有効期間の残存期間の	に係る特定登録調査機関として受	施行日における上欄に掲げる区分	同一の期間	けた登録の有効期間の残存期間と	に係る特定登録調査機関として受	施行日における上欄に掲げる区分

施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第三の上欄に掲げる	旧規則別表第三の上欄に掲げる
		先行技術調査(半導体機器)
		調査(金属加工)又は二十三
		生活機器)、二十一 先行技術
うち最も長い期間と同一の期間		組立)、十七 先行技術調査(
けた登録の有効期間の残存期間の	機器))、十五 先行技術調査(搬送
に係る特定登録調査機関として受	二十三 先行技術調査(半導体	十四 先行技術調査(生産機械
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第三の上欄に掲げる	旧規則別表第三の上欄に掲げる
同一の期間		
けた登録の有効期間の残存期間と	学)	気化学)
に係る特定登録調査機関として受	二十二 先行技術調査(電気化	二十二 先行技術調査(金属電

に係る特定登録調査機関として受	二十六 先行技術調査(環境化	二十 先行技術調査(無機化学
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第三の上欄に掲げる	旧規則別表第三の上欄に掲げる
		調査(有機化学)
うち最も長い期間と同一の期間		境化学) 又は二十七 先行技術
けた登録の有効期間の残存期間の	学))、二十六 先行技術調査(環
に係る特定登録調査機関として受	二十五 先行技術調査(有機化	十五 先行技術調査(搬送組立
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第三の上欄に掲げる	旧規則別表第三の上欄に掲げる
III		
引 -		
うちいずれか長い期間と同一の期		命工学)
けた登録の有効期間の残存期間の	学・医療)	又は二十五 先行技術調査(生
に係る特定登録調査機関として受	二十四 先行技術調査(生命工	二十四 先行技術調査(医療)

環境化学) 環境化学) 先行技術調査(学)	うちいずれか長い期間と同一の期一けた登録の有効期間の残存期間の
		間
旧規則別表第三の上欄に掲げる	新規則別表第三の上欄に掲げる	施行日における上欄に掲げる区分
二十八 先行技術調査(高分子	二十七 先行技術調査 (プラス	に係る特定登録調査機関として受
) 又は二十九 先行技術調査(チック工学)	けた登録の有効期間の残存期間
プラスチック工学)		うちいずれか長い期間と同一の
		間
旧規則別表第三の上欄に掲げる	新規則別表第三の上欄に掲げる	施行日における上欄に掲げる区分
二十八 先行技術調査(高分子	二十八 先行技術調査(高分子	に係る特定登録調査機関として受
		けた登録の有効期間の残存期間

旧規則別表第三の上欄に掲げる	新規則別表第三の上欄に掲げる	施行日における上欄に掲げる区分
十五 先行技術調査(搬送組立	二十九 先行技術調査 (繊維・	に係る特定登録調査機関として受
) 又は二十九 先行技術調査(積層体)	けた登録の有効期間の残存期間の
プラスチック工学)		うちいずれか長い期間と同一の期
		間
旧規則別表第三の上欄に掲げる	新規則別表第三の上欄に掲げる	施行日における上欄に掲げる区分
三十 先行技術調査(有機化合	三十 先行技術調査(有機化合	に係る特定登録調査機関として受
物)	物)	けた登録の有効期間の残存期間と
		同一の期間

けた登録の有効期間の残存期間の	理)	取引)、三十二 先行技術調査
に係る特定登録調査機関として受	三十三 先行技術調査(情報処	三十一 先行技術調査(電子商
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第三の上欄に掲げる	旧規則別表第三の上欄に掲げる
同一の期間		
けた登録の有効期間の残存期間と	ーフェイス)	ーフェイス)
に係る特定登録調査機関として受	三十二 先行技術調査(インタ	三十二 先行技術調査(インタ
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第三の上欄に掲げる	旧規則別表第三の上欄に掲げる
同一の期間		
けた登録の有効期間の残存期間と	取引)	取引)
に係る特定登録調査機関として受	三十一 先行技術調査(電子商	三十一 先行技術調査(電子商
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第三の上欄に掲げる	旧規則別表第三の上欄に掲げる

けた登録の有効期間の残存期間の	ステム)	、三十三 先行技術調査(情報)
に係る特定登録調査機関として受	三十五 先行技術調査 (電力シ	十 先行技術調査(自動制御)
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第三の上欄に掲げる	旧規則別表第三の上欄に掲げる
		先行技術調査(デジタル通信)
		調査(電話通信)又は三十六
うち最も長い期間と同一の期間		システム)、三十五 先行技術
けた登録の有効期間の残存期間の	ステム)	、三十四 先行技術調査(伝送
に係る特定登録調査機関として受	三十四 先行技術調査 (伝送シ	十 先行技術調査(自動制御)
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第三の上欄に掲げる	旧規則別表第三の上欄に掲げる
		三 先行技術調査(情報処理)
うち最も長い期間と同一の期間		(インターフェイス)又は三十

に係る特定登録調査機関として受	三十七 先行技術調査(映像シ	三十七 先行技術調査(映像機
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第三の上欄に掲げる	旧規則別表第三の上欄に掲げる
		ジタル通信)
		又は三十六 先行技術調査(デ
		五 先行技術調査(電話通信)
うち最も長い期間と同一の期間		術調査(伝送システム)、三十
けた登録の有効期間の残存期間の	ル通信)	ーフェイス)、三十四 先行技
に係る特定登録調査機関として受	三十六 先行技術調査 (デジタ	三十二 先行技術調査(インタ
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第三の上欄に掲げる	旧規則別表第三の上欄に掲げる
		査(電話通信)
うち最も長い期間と同一の期間		処理) 又は三十五 先行技術調

けた登録の有効期間の残存期間の	器))又は三十二 先行技術調査(
に係る特定登録調査機関として受	三十九 先行技術調査(電気機	十五 先行技術調査(搬送組立
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第三の上欄に掲げる	旧規則別表第三の上欄に掲げる
間		
うちいずれか長い期間と同一の期		(画像処理)
けた登録の有効期間の残存期間の	理)	器) 又は三十八 先行技術調査
に係る特定登録調査機関として受	三十八 先行技術調査(画像処	三十七 先行技術調査(映像機
施行日における上欄に掲げる区分	新規則別表第三の上欄に掲げる	旧規則別表第三の上欄に掲げる
間		
うちいずれか長い期間と同一の期		(情報記錄)
けた登録の有効期間の残存期間の	ステム)	器)又は三十九 先行技術調査

インターフェイス) 間 うちいずれか長い期間と同一の期

(経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部改正)

4 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成二十六年経済産業省令第一号)の一部を次のように改

正する。

様式第二十一の備考20を次のように改める。

20 「【技術の分野】」の欄には、当該発明の属する技術の分野を以下の第1項から第39項までの中から

選択し、項番号を記載する。なお、技術の分野が複数ある場合は、全て記載する。

第1項(時計·計測一般、 測長・測量、距離測定、流れ・力の測定、電気測定、物理的測定、光学的

測定等)

徭 12 点 (電子管、 表示制御、 半導体露光、 光学的画像処理、 原子力等)

第3項(機械分析、化学分析、診断機器、画像診断等)

徭 4項 (電子写真材料、 マーキング、写真、フォトレジスト、光学要素、レンズ・光学系、カメラ、

L素子等)

H

徭 IJ 点 (発光素子、 受光素子、光制御、液晶等)

徭

0

点

(電子写真

(工程・制御)、印刷、インクジェットプリンター、プリンター一般等)

7項 (農機、 栽培、木材、土木施工、土木構造物等)

徭

徭

18項

(パチンコ・スロットマシン、ゲーム、

運動·遊具、

事務用品等)

徭 9項 (建築構造、 建築物等の仕上げ、建具、 住宅機器等)

第10項 (制御・警報、 電動車両の制御、 交通システム、 電動機 発電機、 電動機

第11項 (燃料供給装置、内燃機関制御、 排気処理、エンジン部品、タービン、車両統合制御、流体機

漢、 流体制御等)

第13項 第12項 (舞興) (車体構造、 変速機制御、 | | . | | | | | | 船舶、 伝動機構、 車両基盤、 制動、 防振等 操向・安全、 レスキュー、ハイブリッド電気車両等)

第14項 (研削加工、工作機械一般、 浴接、 ロボティクス、 制御·組立等)

· 発電機制御等)

第15項 (運搬・実装、 **土**重、 Ц ネクタ、スイッチ等

第16項 (紙送り、 被服 ·繊維機械、 包装尽用、 路路 般等)

第17項 (生活家電、 照明 回 照明機器、 生活, 田 ----4 H Ý V 調業 (継)

第18項 (給湯、 徊 裁 調理、 加熱、 空調、 浴凍? 翀

第19項 (医薬注入、 物理療法、 半徭、 補綴等

第20項

(触媒、

無機化合物、

推 着

•

単結晶成長、

コンクリート、

セラッ

ツクス、

ガラ

ス等)

第21項 (精錬 • 鋳造 圧延、 合金製造、 熱処理 后、 合金金 溶接材料、 表面処理 雅

第22項 (燃料電池システム、 쏊 極、 活物 阿、河 \bigcup チウム電池、 アルカリ電池、 然料電池、 電池の要素

、紫茉、 電線、 電線の製造 (神)

第23項 (半導体素子、 半導体集積回路、 半導体素子の製造、 半導体素子の実装、 熟 電素子、 超電導素

, †1 \mathbb{H} , 七 紫 磁気抵抗効果素子 樂

第24項 (化合物的 作 闲 採 屈 ₩, 抗原抗体含有医薬、 製剤・医療材料、化粧料、バイオテクノロジー

衡生物 蜂業 島品 樂

第25項(有機化合物の製法、 農薬・染料、石油化学、 応用有機材料、インク、接着剤、 固体廃棄物、

乳化・分散・マイクロカプセル等)

第26項 (膜、 水処理、 固体分離、 濾過 ・液分離、排ガス、 処理操作· 裁 混合等)

第27項(高分子処理、樹脂成形、タイヤ、発泡成形等)

第28項 (縮合系高分子 (熱可塑系、熱硬化系)、付加系高分子(特殊)、高分子組成物、重合・触媒

継

第29項(繊維、積層体、塗装、皮革、紙等)

第30項(有機化合物、医薬等)

第31項 (電子商取引、 業務システム、 金融・決済、 検索装置、 言語処理等)

第32項 (マンマシンインターフェイス、計算機細部等)

第33項(ソフト開発・AI、ハード・中核ソフト、ICカード、メモリ回路・信憑性、 メモリ制御、

ロン で ユータセキュリティ、DRM、 暗号、デバイス転送制御等

第34項 (移動体通信、 電話システム、 警報、 基礎伝送回路、パルス回路、 增幅器等

第35項(送配電、充放電、 電路の調整(インバータ、コンバータ、電流・電圧の調整)、電線の据付

(半

第36項(データ伝送、デジタル変調、符号変換、 伝送方式、マイクロ波、データネットワーク等)

第37項(ビデオ規格、ビデオ配信、TVカメラ、TV細部、 楽器・音声処理、情報記録等)

第38項(画像処理、FAX、CG、CAD等)

第39項(抵抗器、磁石・インダクタンス、コンデンサ、印刷回路とその製造、 電気部品の実装、 剛烈

装置の筐体等)

様式第二十二の備考3及び様式第二十三の備考3中「蕪片1」 を「蕪艿無21」に改める。